

1月28日  
東地申38号

## 2021年3月ダイヤ改正等についての申し入れ 【池袋運輸区】を行う！

東京地本は、1月7日「2021年3月ダイヤ改正等について」の提案を受けました。1月28日に「2021年3月ダイヤ改正等について」申し入れを行いました。（詳細は1月28日発行のTOKYO MAIL NEWS 189号を参照して下さい。）東京地本は東京支社に対し、以下のように申し入れを行いました。

### ～申し入れ事項～

#### 【共通】

1. ダイヤ改正に提案として示された「標準数について」で運輸区職場に安全・安定輸送を確保するための運転士・車掌の標準数が曖昧になることから、就業規則48条別表第1の「乗務」とせず、これまで通り運転士・車掌の標準数として提案を行うこと。
2. ダイヤ改正に提案として示された「担当業務間の相互運用」について、将来的な池袋運輸区としての変更点や山手線での考え方について明らかにすること。
3. 育児介護A勤務者及び育児介護B勤務者（深夜業免除）などが利用する短時間行路は、利用実態を踏まえて行路設定し運用すること。また、育児介護勤務者が利用する短時間行路の出勤時刻は、家庭状況を鑑み9時以降の出勤とする行路設定とすること。

#### 【運転士】

1. 休日358行路・359行路の泊り場面6周からの同電便乗及び休日の361行路の泊り場面6周半を解消すること。
2. 平日359行路明け場面における赤出区後1周半及び時間僅少での1周の連続乗務を解消すること。
3. 東京総合車両センター泊の明け場面、359・363・365・367・373行路など、赤出区後1周半乗務後は30分以上の乗務の中断を確保すること。
4. 終電繰り上げにより0時台で池袋運輸区構内に入区が集中しているが、輻輳しないのか明らかにすること。

#### 【車掌】

1. 213行路と214行路の6周乗務を解消し、育児介護B勤務者（深夜業免除）が利用を可能とするため、5周の行路設定とすること。
2. 睡眠を目的とした乗務の中断拡大をするための運用の考え方による1周半の乗務の解消を行うこと。また異常時が発生した場合の連続乗務を解消するために1周半の乗務を行わないこと。
3. 安定輸送や異常時対応の観点から、内回りと外回りの渡り行路を解消すること。

**東京地本は「安全・健康・ゆとり・働きがい」を求めるために団体交渉を行います！**